

福山市告示第400号

次の書類は、その送達を受けるべき者の住所等が不明で送達不能につき、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達します。

送達すべき書類は、福山市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付します。

ついては、高齢者の医療の確保に関する法律第112条において準用する地方税法第20条の2第2項及び福山市税条例（昭和41年条例第89号）第6条の規定により告示します。

2026年（令和8年）10月9日

福山市長 枝 広 直 幹
（市民局市民部保険年金課）

送達を受けるべき者 別紙公示送達一覧のとおり

公 示 送 達 一 覧

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療保険料 納入通知書

名前	賦課年度	相当年度
福本 貢	2026年度（令和8年度）	2026年度（令和8年度）課税分
兼森 英子	2026年度（令和8年度）	2026年度（令和8年度）課税分
藤本 和志	2026年度（令和8年度）	2026年度（令和8年度）課税分
松高 エイ子	2026年度（令和8年度）	2026年度（令和8年度）課税分
山口 のり子	2026年度（令和8年度）	2026年度（令和8年度）課税分

この閲覧及び掲示を始めた日から起算して7日を経過した時は、上記の書類の送達があったものとみなされます。

送達する書類の保管場所 福山市役所 市民局市民部保険年金課

作成日：2026年（令和8年）10月9日